

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名（施設名）阿南町立新野保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サ ービス の基 本方 針と 組 織	1 理 念・ 基 本 方 針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>○保育所が目指す「保育理念・保育方針」は町の教育目標からたてられ、目指すべき使命を明示し、保育の内容、保育所の役割等掲げています。その文章から乳幼児の福祉と教育を十分に行い、豊かな人間性を持った子どもに育つよう取り組む考えを読み取ることが出来ます。</p> <p>○事業計画書には、保育理念・保育方針が明記され全職員に配布され、職員会や保育士会にて振り返りを行い、継続的な取り組みを行っています。</p> <p>○保護者等に対しては、保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容の資料を基に、年度初めの総会の場で説明しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	○阿南町・ひと・しごと創生総合戦略として、長期的な視点に立ち子ども・子育て支援計画に基づき、出産状況等によりリアルタイムの乳幼児数を把握するなどニーズの予測、地域のデータ等を把握し分析しています。
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■ 16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○阿南町が示す総合計画は、保育理念や保育方針の実現のため、中・長期にわたって取り組むべき課題や職員体制の充実など、それぞれの事業の見込みと確保方策を明確にしています。 ○子ども、人件費の増減や積み立てなど適切な財務分析等経営状況を踏まえた内容になっており、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗状況を管理する体制となっています。
				■ 17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
				■ 18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
				■ 19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	■ 20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○中・長期である総合計画に基づき、単年度の0歳児から5歳児の子どもの保育目標、保護者・地域への支援、安全対策、職員の資質向上等の事業計画を実現するための予算配当と執行状況が策定されています。
		■ 21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。				
		■ 22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。				
		■ 23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。				
(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	■ 24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○事業計画は年度初めに職員に配布されています。保育の内容や地域の様子、保育の役割など、実施状況の評価・見直し等を主任会で検討し、原案を作成し職員会にて再検討を繰り返し職員で共有、周知されています。		
■ 25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。						
■ 26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。						
■ 27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。						
■ 28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	■	29	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○年度初めの総会時及び園からのお便りにおいて、保護者等に事業計画又は事業計画に基づいた行事計画等を説明しています。
					■	30	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
					■	31	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
					■	32	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
		(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育理念に基づいた保育目標を掲げ、年間区分ごとに評価・反省を行っています。 ○幼児教育方針に向け、第三者評価を受審し、結果を受け保育所として話し合い取り組むべき仕組みが定められています。 ○PDCAサイクルを活用し、保育の質の向上を図るため主任会から職員へと立案・実行・振り返りのサイクルでの取り組みを更に図ることが望まれます。
					■	34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
■	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。						
■	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。						
② 評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	■	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○教育環境在り方検討委員会の答申内容説明会を各地区で開催し、そこから出された意見等を参考しにして、保育所の教育環境はどうあるべきかの見直しを行っています。 ○明確になった課題に対して、職員間で共有を図っています。必要に応じて職員参加の下、結果を明確に整理され更なる充実を図ることを期待します。			
		■	38	職員間で課題の共有化が図られている。				
		■	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
		■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
					■	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○園長として、保育理念・保育方針を踏まえた取り組みの具現化や質の高い保育の実現における自らの役割や責任について、職員会・研修会や入園式等の場で述べています。 ○「広報あなん」11月号に“今の保育事情から”のタイトルで、「子ども・子育て支援新制度」の現状を踏まえながら保育園の役割について述べることを通して自らの役割や責任について述べています。
					■ 43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■ 44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■ 45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○園長は、保育園長会議において現状の保育所運営上の課題等の情報交換を行ったり、保育協議会等の研修会等に参加し、遵守すべき法令等の理解に努めています。 ○職員に対し、倫理や法令等の規程の配布及び回覧をするなど、職員に周知を図っています。
					■ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○月ごとの指導計画に基づき、主任会において、年齢別会議や四半期ごとの指導内容について、分析評価を実施しています。 ○職員会では職員の意見を聴き、運営に活かすよう努めています。又行事等に参加し、現状把握を行っています。 ○町独自の研修会を開催するなど、保育の向上に向け充実を図っています。更に個々の職員の教育・研修の充実を図られることを期待します。		
		■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。				
		■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。				
		■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。				
		■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>○保育所の目指す姿を全職員に伝え、共有する仕組みが確立されており、園長の下、職員一人ひとりが運営面に関心を持ち役割を果たすよう取り組んでいます。</p> <p>○保育児童数の状況などを把握し、代替職員、加配職員等の臨時職員を雇用するなどの人員配置、課題を常に視野にいれ、現状に対応できる環境整備に努めています。</p>
	成2 福祉人材の確保・育	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>○保育理念・保育方針の実現に向け、保育士・幼稚園教諭免許所有者・調理師等の活用をあげ、お互いに連携して取り組む体制があります。</p> <p>○ニーズの多様化に伴い、必要な人員体制を見直し、目標の実現に向かい取り組んでいます。人材管理は、園長が要望し担当課から町長に一括して所管しています。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<p>□ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>□ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>○総合的な人事管理は、人事規程に定められ、就業規則や給与規程に基づき処遇改善を行っています。保育所として意見を求められる折は、現状の課題や配置について考慮すべき事項、今後予測される事など配慮し取り組んでいます。</p> <p>○今後、保育理念や保育方針を踏まえた「期待する職員像」を明記されることを期待します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b)	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>□ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○職員の互助団体に関する条例に基づき、職員の福利厚生事業として、元気回復事業や青年部活動など、職員の余暇活動や日常生活の支援を図っています。</p> <p>○健康診断や予防接種等全職員が受診しています。有給休暇や時間外労働をチェックし、働きやすい職場環境に配慮していますが、定期的に個人面談の機会を設ける、健康上の相談窓口を明確にするなど、より働きやすい職場環境づくりが望まれます。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c)	<p>□ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>□ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>□ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>□ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>□ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>○年間指導計画案に、保育目標が記載され担当保育士が自己評価を行っています。今後「期待される職員像」・保育理念・保育方針を踏まえて、面接を通じチーム及び職員個々の目標を設定し、目標管理シート等を作成された上で、中間や年度末において目標達成度と取り組み状況を確認する取り組みが望まれます。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	<input type="checkbox"/> 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	<p>○保育理念・保育方針に基づき、研修計画が策定されています。教育・研修計画は、年度末に主任会で検討され、次年度の計画に活かされています。</p> <p>○更に保育所として教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて職員ひとり一人の次の教育・研修計画を策定されることを期待します。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 <input checked="" type="checkbox"/> 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 <input checked="" type="checkbox"/> 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	<p>○職員の教育研修計画があり、町独自及び県・郡のテーマ別等の研修が確保され職員ひとり一人に応じた教育・研修を受けることが出来ています。</p> <p>○教育・研修後は、復命書を作成し、内容、研修で印象に残った事等を記載されています。更に研修成果の評価・分析が次の研修に反映される工夫が望まれます。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 <input checked="" type="checkbox"/> 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 <input type="checkbox"/> 95 指導者に対する研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	<p>○学校からの実習依頼を受け、実習内容を確認して、職員にも周知し共有を図り、主任保育士が中心となり指導しています。今後、実習指導者に対する研修を受講されより効果的な研修・育成のための工夫を期待します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
3 運営 の 透 明 性 の 確 保		(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	■ 97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○ホームページ等を活用し、保育所の事業や財務に関する情報等を公表されています。 ○町の広報誌に保育所の活動状況等を掲載しています。又、教育環境のあり方検討員会を設置し、答申の地区説明会や地区の区長会において、教育基本方針及びスローガンや運営内容等の説明を実施し、運営の透明性に努めています。
					■ 98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					■ 99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					■ 100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					■ 101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
		(2) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	■ 102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○保育所運営の透明性を確保するため、取引に関するルール等は明確にされています。 ○町監査委員2名が保育所の定期監査及び月例月出納検査を行い、これの検査総合意見及び意見書を受けながら、内部監査を実施しています。なお、必要に応じて外部の専門家による助言を得る等の取り組みを検討されることが望まれます。	
				■ 103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。		
				■ 104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。		
				■ 105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。		
				□ 106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。		
□ 107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 110 子ども個々の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>○「地域と人をつなぐ確かな暮らし阿南TOWN！総合戦略」として地域のつながりの中で育まれる子どもの姿、子育て世代への支援が文書化され、結婚から出産、子育てに活用できる社会資源、情報が記載されています。</p> <p>○町会議員・民生・児童委員・地域の高齢者施設と交流があり町の図書館の利用、消防署の見学も行っています。</p> <p>○運動会は小学校と合同で行われ、小学校、保育所それぞれ、独自の種目、合同で行う種目等がありそれぞれの保護者が参加しています。</p>
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<p>□ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>■ 117 学校教育への協力を行っている。</p>	<p>○毎年年末には地区のお年寄りが「おやす」作りに来てくれます。中学生・高校生の職場体験の受け入れには主任保育士が保育所の概要を説明し、受け入れについての注意事項が記載された文書を配布し、特に守秘義務・子どもの安全について等説明しています。</p> <p>○今後はボランティアの受け入れについては基本姿勢・子どもとの交流を図る視点等が記載されたマニュアル・ボランティア登録のカード等の整備が望まれます。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>○教育委員会・町内の保育所や学校・病院・消防署・児童相談所等地域の必要な関係機関は一覧表にまとめられ、職員で共有が図られています。</p> <p>○町内の3保育所とは定期的に主任会・学年会等を行い小学校とは年3回の連絡会が持たれています。また、要保護児童対策地域協議会へ参加し職員で内容を共有しています。</p>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。 ■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。 ■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。 ■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。 ■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。 	<p>○未就園児との交流は保育所の設備等を使って行われ、地域の高齢者施設との交流は車いすのためのスロープを整備し保育所でも行っています。</p> <p>○地域が過疎化し、小学校の学級編成が複式になるため校長先生から説明してもらう講演会を保育所で行いました。</p> <p>○広報「あなん」には「げんきっこひろば」のコーナーがあり保育所の活動の様子を地域に紹介しています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<p>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>□ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>○民生・児童委員や町会議員と交流したり入園式・卒園式・運動会等に招待する中で地域の福祉ニーズを把握し共有しています。</p> <p>○地域住民に対する相談事業は町として大下条保育所で行っています。必要に応じて内容を共有します。里帰り出産をした時など希望に応じて兄弟を短期的に広域入園できるように支援しています。</p> <p>○日常的な保育の福祉サービスにとどまらず、地域のイベント等利用して地域住民から広くニーズを把握することを期待します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	■ 135	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○阿南町は子ども一人ひとりが大切にされる保育を幼児教育方針に上げ町内保育所内合同の主任会・学年会等の会議で情報交換し子どもの人権尊重を保育課程に上げています。 ○園児数が少ないので常に異年齢での交流があり思いやりの気持ちの表れを見ることがあります。 ○宗教の違いに拠る食事についてや行事への参加に、配慮しています。 ○子どもの尊重について保育所内で共通の理解を持ち子どもを尊重した保育が実践できるように「倫理綱領」や規程等を策定されることが望まれます。	
					□ 136	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
					■ 137	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。		
					■ 138	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。		
					□ 139	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。		
					■ 140	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。		
					■ 141	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。		
			■ 142	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。				
			② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b)	□ 143	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		○トイレでのプライバシーは守られ、保育室には園児一人ひとりの物入れが用意され、大切な物を保管することが出来ています。 ○夏のプール遊びは紫外線を防ぐ覆いがあり合わせてプライバシー保護にもなっています。 ○入園式や保護者会では文書に抛り写真を撮ることへの注意やSNSなどで配信することを控えるようお願いしています。 ○子どものプライバシー保護、権利擁護に配慮した保育をさらに実践するために、子どものプライバシー保護や権利擁護、虐待防止等に関する「規程・マニュアル」を整備し、職員で研修されることを期待します。
					□ 144	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
					□ 145	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。		
					■ 146	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。		
					■ 147	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。		
					□ 148	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。		
■ 149	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>■ 153 見学等の希望に対応している。</p> <p>■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>○利用希望者に対する情報は阿南町の広報誌に掲載し全戸配布されます。また、町では入園該当年齢の子どもがいる全家庭に毎年11月に「保育園入園のご案内」を送付し、入園の申し込みを受け付けています。他に子育て支援室・ケーブルテレビの自主放送・防災無線でも情報は得られます。</p> <p>○入園に対して心配な点等の電話での問い合わせや、訪ねてきた場合などは個別に丁寧に説明しています。見学の希望にも応じ、出来るだけの情報提供を行っています。提供する情報は適宜見直しが行われています。</p>
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>○入園前に、主任保育士が「入園のご案内」の資料を使って保護者に対して説明会を行っています。資料は絵や図、写真を使用し分かりやすい内容になっています。特に配慮が必要な保護者には個別に工夫して説明しています。保護者は保育所の利用を必要としている理由、世帯の状況などを記入し入園に同意する家庭のみ提出しています。</p> <p>○4月の入園当初は園だよりで分かりやすく丁寧に保育所の様子を伝え保育に変更事項があるときは早めにお便り等で伝えていきます。特に配慮が必要な保護者にはお便りを配布した後、個別に理解できるまで口頭等で説明し対応しています。</p>
Ⅲ	1	(2)	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	<p>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>□ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>○保育所の変更にあたっては変更先の求めに応じて書類を作成し口頭でも説明しています。また保育所の利用を終了後の子どもや保護者の相談の対応は子どもを担任した保育士が当たります。不在の場合は移動先の保育所に連絡しています。</p> <p>○保育所の変更があった際には子ども・保護者が不安を感じることなく新しい保育所に馴染め、継続的な保育を受けられるように引継ぎの手順、引き継ぎ文書を保育所独自で文書化されることが望まれます。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<p>■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>○一人ひとりの子どもが日々、保育所の遊びやクラス活動を通して子どもらしく意欲的に楽しく過ごしているかを観察して満足度を推しはかっています。</p> <p>○職員は保護者会に参加し保護者の意見を聴取し、家庭訪問・送迎時または連絡帳で個別に意見、要望を聞き保育所に対して満足しているか推測します。</p> <p>○今年度は教育委員会の子ども教育係と保育所でアンケート調査をし、子育て支援で力を入れてほしいことについて聞き、自由記載で意見・要望を求めています。今後引き続き定期的に満足度調査をされることを期待します。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>□ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>□ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>□ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>○苦情解決責任者・受付担当者・第三者委員2名設置され体制が整備され、対応について分かりやすく説明された『「新野保育園」苦情への対応』を配布し玄関・保育室の入り口に掲載されています。</p> <p>○アンケート調査・連絡帳・送迎時等苦情を申し出し易くなっており苦情があった場合は職員会で検討し保育の質の向上に努めます。</p> <p>○苦情受付と解決の記録について、保護者に必ずフィードバックする事・保護者に配慮して公表する事等も文書化し保護者に伝えることを期待します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<input type="checkbox"/> 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 <input type="checkbox"/> 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	<p>○保護者が相談したり意見を述べる際には苦情への対応の文書に抛り対応しています。面接・電話・書面などの方法で苦情受付担当者が話を聞いたり第三者委員に直接相談する体制もあります。空いた保育室等を活用して相談するスペースを確保しています。</p> <p>○苦情への対応文書と別用紙にするか、同一紙面なら「相談したり・意見を述べること」もできる旨の記述を苦情とは区別し記載されることが望まれます。</p>
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<input type="checkbox"/> 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 <input type="checkbox"/> 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 <input type="checkbox"/> 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	<p>○連絡帳や口頭で寄せられた意見・要望は出来るだけ、その日に解決し保護者に連絡します。時間を要する問題はその旨相談者に伝え、主任保育士が中心になり解決を図っています。必要に応じて園長、町内の保育所と連携しています。</p> <p>○相談や意見を受けた際の記録や報告の手順・対応策等について定めたマニュアルの整備が望まれます。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<input type="checkbox"/> 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 <input type="checkbox"/> 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 <input type="checkbox"/> 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価見直しを行っている。	<p>○子どもの安心安全を守るために事故が起こった場合は「事故処理の方法」の文書に従って処理します。応急手当から保護者対応等事故処理の手順、教育委員会への連絡順が決められています。事故事例は職員会で共有を図り再発防止に努めています。</p> <p>○園外保育・プール遊び等についてはマニュアルを整備し職員は事前に確認し合っています。遊具の安全についての点検はチェックシートに抛り毎週行い、年1回業者に抛るメンテナンスを実施しています。</p> <p>○日常保育の中で事故発生時等、子どもに危険が及ぶことを想定し事故処理の方法だけでなく安全確保の対応についてのマニュアルを作成し職員の役割と責任を組織的に明確にされることを希望します。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	<input type="checkbox"/> 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 <input checked="" type="checkbox"/> 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 <input checked="" type="checkbox"/> 194 感染症の予防策が適切に講じられている。 <input checked="" type="checkbox"/> 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 <input checked="" type="checkbox"/> 197 保護者への情報提供が適切になされている。	<p>○感染症の発生時期になると園長・主任保育士を中心に職員会で議題として取り上げ情報の交換・話し合いを行い保育所内で共有しています。保健所の研修・小児科医から感染症拡散防止の講演を聞きくこともあります。保護者へは園だよりで必要に応じて周知しています。各保育室にはノロウイルスに対する処置の仕方や消毒液の作り方の文書が備え付けてあります。</p> <p>○感染症予防は責任を明確にした組織的な安全確保の体制の整備が望まれます。担当者の配置、定期的な検討の場の設置を含め厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」などを参考に医療の専門家の助言を得て保育所独自のマニュアルの策定を期待します。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 198 災害時の対応体制が決められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 <input checked="" type="checkbox"/> 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	<p>○阿南町には防災会議があり園長はその委員として組織され、災害時は災害対策本部の教育部に所属します。災害時に迅速に対応できるように、その職務分掌に基づき活動マニュアルを作成し職員に周知し定期的に訓練を行っています。保育所からは緊急連絡網・安否確認システムに拠り保護者へ伝達し、引き渡し訓練等実施しています。</p> <p>○防災計画に拠り通報訓練をはじめ、地震・火事を想定した避難訓練は毎月行っており、必要に応じて消防署・警察と連携し、指導を受けることもあります。食料の備蓄リストを作成し今年から、白飯・わかめご飯が加わりました。</p> <p>○近くに土砂災害の危険箇所があり土砂災害に関する避難確保計画が立てられています。施設統括は園長が行い、保育士が指揮班・情報収集班・避難誘導班として対応に当たります。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの 質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 <input checked="" type="checkbox"/> 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	○標準的な実施方法は「保育所保育指針」に基づいて行われ、保育課程から年齢別の指導計画、それぞれの月別の計画を立てています。それぞれの年齢に合わせた発達の特徴を踏まえた保育の内容について、それに対する指導上の配慮事項等具体的に記載されており日常の保育実践に繋げています。保育が標準的な実施方法に基づいて行われているか確認するために一人ひとりの子どもの発達状況の一覧表を用意し評価しています。更に標準的な実施方法について研修等実施して、職員に周知徹底されることが望まれます。
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 <input type="checkbox"/> 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○標準的な実施方法の見直しは、年度末に保育指針を基に、年間指導計画の評価・見直しの際に行なわれています。今後毎月に行われている評価や保護者からの意見等も含めて見直しが図られるような仕組みを検討されることを期待します。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。 ■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。 ■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	○保育課程・年間指導計画・月間指導計画の大枠は阿南町3保育所合同で立てています。個々の子どもの指導計画は、入所時は提出された子どもの身体状況・保護者の子育ての方針・家庭環境など書面から得た情報を把握し保育課程の子どもの目標を踏まえアセスメントし立てられています。その後の計画は家庭訪問・保育参観で得られたニーズも加えて見直しをし立案します。また、必要に応じて臨床心理士・管理栄養士・保健師の協力を得ることもあります。
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	○指導計画は保護者会・役員会・及び総会において意見を聴取し職員会で検討して必要な時は見直しを行っています。また年度末には阿南町3保育所合同で主任会が中心になって年間指導計画は見直しを行い職員会で検討して次年度に反映しています。 ○各クラス担任は指導計画に従って発達の状況を月ごとに、健康・人間関係・言葉・表現等評価して支援の状況を次の計画に反映しています。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>○保育課程の各クラスの子どもの目標や、養護・教育・食育・の標準的な心身の育ちを踏まえ、月案・週案・日案の指導計画のねらいをどのように実践し、何に配慮したか具体的に記録しています。</p> <p>○3歳未満児は一人ひとりの発達が細かく観察され記録されています。3歳以上児についても個別の記載があります。必要に応じて月、4回の職員会で検討し共有しています。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	